

電子カルテ用ラベルプリンタ機器物件供給仕様書

1 納入物品

電子カルテ用ラベルプリンタ機器

詳細は別紙「電子カルテ用ラベルプリンタ機器物件供給契約 納入物品一覧」のとおり

- (1) 同等品は不可とするが、納入物品が調達時に終売となっていた場合に限り、メーカーが指定する後継機種でも可とする。
- (2) 納入物品は全て新品であること。

2 納入数量

150台（うち先行納入分7台）

3 納入作業

納入期限、納入場所は次のとおりとする。ただし、構築作業等を実施するため一部の物品については先に納品すること。（「4 先行納入」参照）

- (1) 納入期限 2025年（令和7年）10月24日（金）まで
※納入期限内の納入日については別途発注者と調整のうえ決定すること。
- (2) 納入場所 神奈川県座間市広野台2-8-21
日通NECロジスティクス株式会社神奈川支店

4 先行納入

納入物品のうち、先行して納品する機器類は次のとおりとする。

- (1) 先行納入物品
別紙「電子カルテ用ラベルプリンタ機器物件供給契約 納入物品一覧」「(2) 先行納入」のとおり
- (2) 納入期限 2025年（令和7年）10月2日（木）
- (3) 納入場所 藤沢市藤沢2-6-1 藤沢市民病院

5 その他

- (1) 納入物品について本市による検収を行う。検収の結果、不良と認められた物品は、速やかに対処を行い、復旧又は本仕様書を全て満たした代替品を納品すること。
- (2) 本市による検収に合格し、全ての納入物品の引き渡しを完了したとき、受注者は、所定の手続きに従って供給代金を速やかに請求すること。
- (3) 発注者は、前項の規程による請求があったときは、当該請求のあった日から起算して30日以内に供給代金を支払う。
- (4) 本件を実施する上で必要な費用は、全て当該契約に含まれるものとし、追加費用は認めない。本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、双方協議の上で対応すること。
- (5) 契約金額における納入物品や作業費用などの内訳が分かる書類を提出すること。

以 上